

最上広域市町村圏事務組合「会計年度任用職員」募集案内

「会計年度任用職員」とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、令和2年4月から制度が施行されました。任用期間中は、地方公務員となるため、同法に定める服務規定（守秘義務・信用失墜行為の禁止等）が適用され、分限・懲戒処分や人事評価の対象になります。

1. 受付期間・受付時間

- ・受付期間：令和4年2月3日（木）～2月22日（火）必着
- ・受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

2. 職種・業務内容・勤務場所・勤務時間・報酬額

職種	事務補助
業務内容	電話、来客対応、書類作成補助等
勤務場所	事務局（総合開発センター）、新庄市城南町5-11
勤務時間	1日6時間、8:30～15:30（うち1時間休憩）※時間帯は変更になる場合があります。 週5日、月曜日～金曜日 ※原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）の勤務はありません。
報酬（月額）	（初年度）114,300円 ※2年目以降、再度の任用がある場合は昇給します。
昇給する場合の報酬	（2年目）117,000円、（3年目）119,600円、（4年目）122,500円、 （5年目）125,600円 ※給料表の改訂等で前後する可能性もあります。
募集人数	1名

3. 報酬以外の手当等

- （1）通勤手当（費用弁償）：距離に応じて支給（2km以上の通勤距離）
- （2）期末手当（民間でいう賞与）：条件を満たす場合、6月と12月に支給

4. 任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日（1会計年度期間）

ただし、任用の日から1か月間は、条件付採用期間となります。

※前年度の人事評価に基づく勤務実績が良好であった場合等には、公募によらず再度の任用を行う場合があります。

5. 応募要件

次にいずれかに該当する方は応募できません。

- ①日本国籍を有しない方
- ②地方公務員法第16条に該当する方
 - 1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2) 最上広域市町村圏事務組合職員として懲戒免職処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
 - 3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 申込手続等

- (1) 提出書類
 - ①応募申込書（写真貼付）
 - ②紹介状（ハローワークで受付した者のみ）
- (2) 申込先 事務局総務課（新庄市城南町5-11）に持参又は郵送により提出してください。
※郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員応募書類」在中と記載してください。
- (3) 応募申込書の交付
応募申込書は、最上広域市町村圏事務組合事務局（総合開発センター）（新庄市城南町5-11）で交付します。（平日の午前8時30分～午後5時15分）
※最上広域市町村圏事務組合ホームページからもダウンロードできます。

7. 選考方法・選考結果

【書類選考・面接選考】

- (1) 日 時：令和4年2月24日（木）～25日（金） 午前9時～午後4時
- (2) 場 所：事務局（総合開発センター）（新庄市城南町5-11）
※日時・場所の詳細については、申込者に直接通知します。
※選考結果については、合否にかかわらず応募者全員に書面で通知します。

8. 社会保険・雇用保険

必要な要件を満たした場合、社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。
※令和4年10月から健康保険は山形県市町村職員共済組合に加入することになります。

9. 休暇

- ①年次有給休暇（勤務日数に応じて付与）
- ②特別休暇（夏季休暇、忌引等）

10. 提出・問い合わせ先

事務局総務課（担当：小田嶋、早坂）
〒996-0077 山形県新庄市城南町5-11
TEL 0233（22）2674